平成２７年（家）第４９９号
本籍東京都国立市谷保6228番地、最後の住所
埼玉県三郷市早稲田７丁目36番３号
不在者　田中　俊也
昭和33年６月23日生
平成28年３月10日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所松戸支部裁判所書記官

平成２７年（家）第４６・４７号
国籍朝鮮、最後の住所山口県玖珂郡由宇町港町
不在者　鄭　　槐洞
1889年12月29日生
不在者　鄭　　松子
1922年12月10日生
平成28年３月３日失踪宣告審判確定
山口家庭裁判所岩国支部裁判所書記官

平成２７年（家）第４３９号
本籍宮崎県串間市大字南方4182番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　松田　浩之
昭和36年３月２日生
平成28年３月10日失踪宣告審判確定
宮崎家庭裁判所日南支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２７年（家）第８０２４号
本籍東京都練馬区中村３丁目22番地、住所東京都板橋区板橋１―47―10　樹ビル３階
申立人（失踪者）　委文　光雄
昭和９年２月５日生
平成28年３月10日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第５０２号
本籍長崎県西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2515番地、住所神奈川県厚木市林２丁目24番21号第２葉山コーポ201
申立人（失踪者）　森田　信弘
昭和34年１月22日生
平成28年３月10日失踪宣告取消審判確定
横浜家庭裁判所小田原支部裁判所書記官

平成２７年（家）第３１１０号
本籍山口県熊毛郡田布施町大字大波野1851番地、住所名古屋市南区元柴田東町１―17―３アネックス202
申立人（失踪者）　貞弘　雄司
昭和30年４月24日生
平成28年３月８日失踪宣告取消審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第４２５９９号
本籍大阪府大阪市生野区新今里１丁目20番、住所大阪市東淀川区西淡路３―15―１―306
申立人（失踪者）　大町　　博
昭和24年11月22日生
平成28年３月８日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第１０９７号
本籍大阪府泉大津市宮町160番地の２、住所大阪府堺市中区八田南之町162―３八田荘老人ホーム内
申立人（失踪者）　瀧谷　弘芳
昭和11年12月７日生
平成28年３月９日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所堺支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２７年（へ）第１号
大阪市城東区成育５丁目22番９号
申立人　株式会社サカエ
代表者代表取締役　栄山　政和
権利を争う旨の申述の終期　平成28年３月４日
平成28年３月９日　　福島簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＡＩ95140
金額　214,226円
支払人　株式会社東邦銀行西福島支店
支払地　福島市三河南町５―８
振出日　平成27年９月18日
振出地　福島市三河南町10―12
振出人　有限会社福島研磨材商会　代表取締役　渡辺　三雄
最終所持人　申立人

破産手続における包括的禁止命令

平成２８年（フ）第１０００号
大阪市北区野崎町９番10号
債務者　株式会社日食
主文　すべての債権者は、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成28年３月15日
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続における保全管理命令

平成２８年（フ）第１０００号
大阪市北区野崎町９番10号
債務者　株式会社日食
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　山形　康郎
平成28年３月15日
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第３１号
鳥取県西伯郡大山町國信553番地１
債務者　有限会社平井食品
代表者代表取締役　平井　厚生
１　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士法人アザレア法律事務所
４　破産債権の届出期間　平成28年４月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月30日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１３７号
広島市中区上八丁堀４番１号アーバンビューグランドタワー「アランビック」２階
債務者　株式会社広島四川飯店
代表者代表取締役　代　　元三
１　決定年月日時　平成28年３月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　桂　秀次郎
４　破産債権の届出期間　平成28年４月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月７日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６３５号
大阪府交野市幾野１丁目４番７号
債務者　有限会社久保造園
代表者代表取締役　坂尾ちづる
１　決定年月日時　平成28年３月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山川　哲弥
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月30日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８６９号
大阪府守口市金下町２丁目７番11号
債務者　株式会社扇屋宮内
代表者代表取締役　宮内　将任
１　決定年月日時　平成28年３月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向井　謙二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月30日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９３号
大阪府和泉市黒鳥町１丁目９番63号
債務者　和泉総合開発株式会社
代表者代表取締役　坂本　克己
１　決定年月日時　平成28年３月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松岡　　潤
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月30日午後２時
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
大阪府和泉市黒鳥町１丁目９番63号
債務者　有限会社ジーアンドシー電気
代表者代表取締役　坂本　克己
１　決定年月日時　平成28年３月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松岡　　潤
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月30日午後２時
大阪地方裁判所岸和田支部破産係